

京都市区役所事務分掌規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和6年6月28日

京都市長 松井孝治

京都市規則第11号

京都市区役所事務分掌規則等の一部を改正する規則

(京都市区役所事務分掌規則等の一部改正)

第1条 次に掲げる規則の規定中「特別児童扶養手当に関する証書」を「特別児童扶養手当受給証明書」に改め、「及び記載事項の訂正」を削る。

(1) 京都市区役所事務分掌規則第6条第3項健康福祉部の款障害保健福祉課の項第15号

(2) 京都市区役所支所事務分掌規則第6条第3項健康福祉部の款障害保健福祉課の項第15号

(京都市区役所出張所事務分掌規則の一部改正)

第2条 京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第5条第2項第47号を次のように改める。

(4) 児童扶養手当証書の交付及び記載事項の訂正（本市の区域内における住所の変更に係るものに限る。）並びに特別児童扶養手当受給証明書の交付に関すること。

附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)